

令和 7 年
第 1 回 土 岐 市 議 会 定 例 会 議 案

令和 7 年 2 月 2 7 日（第 1 日）

令和7年第1回土岐市議会定例会議事日程（第1日）

令和7年2月27日（木曜日）午前9時開議

日程第1	会議録署名議員の指名	
日程第2	会期の決定	
日程第3	議第1号	令和7年度土岐市一般会計予算
日程第4	議第2号	令和7年度土岐市国民健康保険特別会計予算
日程第5	議第3号	令和7年度土岐市駐車場事業特別会計予算
日程第6	議第4号	令和7年度土岐市介護保険特別会計予算
日程第7	議第5号	令和7年度土岐市・瑞浪市介護認定審査会特別会計予算
日程第8	議第6号	令和7年度土岐市・瑞浪市障害者総合支援認定審査会特別会計予算
日程第9	議第7号	令和7年度土岐市後期高齢者医療特別会計予算
日程第10	議第8号	令和7年度土岐市病院事業会計予算
日程第11	議第9号	令和7年度土岐市水道事業会計予算
日程第12	議第10号	令和7年度土岐市下水道事業会計予算
日程第13	議第11号	令和6年度土岐市一般会計補正予算（第8号）
日程第14	議第12号	令和6年度土岐市病院事業会計補正予算（第1号）
日程第15	議第13号	令和6年度土岐市水道事業会計補正予算（第2号）
日程第16	議第14号	令和6年度土岐市下水道事業会計補正予算（第2号）
日程第17	議第15号	土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
日程第18	議第16号	土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
日程第19	議第17号	土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について・ 19
日程第20	議第18号	刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
日程第21	議第19号	土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
日程第22	議第20号	土岐市分担金徴収条例の一部を改正する条例について・・・・ 27

日程第 23	議第21号	土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について・・	29
日程第 24	議第22号	土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について・・・・・	31
日程第 25	議第23号	土岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・	38
日程第 26	議第24号	土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について・・・・・	40
日程第 27	議第25号	土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について・・・・・	43
日程第 28	議第26号	土岐市監査委員の選任同意について・・・・・	46
日程第 29	議第27号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・	47
日程第 30	議第28号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・	48
日程第 31	議第29号	土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について・・	49
日程第 32	諮第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて・・・・・	50
日程第 33	議第30号	専決処分の報告及び承認について・・・・・	別冊
	専第 3 号	令和 6 年度土岐市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）	

議第 15 号

土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例について

土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国家公務員の給与改定に準じて、職員の給与を改正する等のため、この条例を定めようとする。

土岐市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(土岐市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市職員の給与に関する条例（昭和32年土岐市条例第26号）の一部を次のように改正する。

第9条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までに掲げる」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、前項第2号から第5号までのいずれかに該当する」に改め、「、同項第2号に掲げる扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削る。

第10条第1項第2号中「前条第2項第3号若しくは第5号」を「前条第2項第2号若しくは第4号」に改める。

第10条の3第1項第2号中「配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。同条において同じ。）」を加える。

第10条の4第1項第1号中「有料の道路（以下この項から第3項まで」を「有料の道路（以下この条」に改め、同条第2項第1号中「いう。）」を「いう。）」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「（1か月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が55,000円を超えるときは、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、55,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）」を削り、同条第3項中「第1号及び次項」を「第1号、次項及び第5項」に改め、同項第1号を次のように改める。

- (1) 新幹線鉄道等の利用に係る特別料金等に係る通勤手当 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出した当該職員の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額に相当する額（第5項において「特別料金等相当額」をいう。）

第10条の4第4項中「職員以外の地方公務員、国家公務員又は沖縄振興開発金融公庫の予算及び決算に関する法律（昭和26年法律第99号）第1

条に規定する公庫その他その業務が国、県若しくは市の事務若しくは事業と密接な関連を有する法人のうち市の規則で定めるものに使用される者（土岐市職員の公益的法人等への派遣等に関する条例（平成14年土岐市条例第2号。以下「公益的法人等派遣条例」という。）第9条に規定する特定法人に退職派遣された者を含む。以下「職員以外の地方公務員等」という。）であった者から引き続き給料等を「新たに給料表」に改め、「でその利用が市の規則で定める基準に照らして通勤事情の改善に相当程度資するものであると認められるもの」を削り、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加える。

5 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額）、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（新幹線鉄道等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第10条の5第3項中「職員以外の地方公務員等であった者から引き続き」を「新たに」に改め、「（任用の事情等を考慮して市の規則で定める職員に限る。）」を削る。

第16条の2第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「5時までの間」の次に「（週休日等に含まれる期間を除く。）」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第3項各号列記以外の部分中「定める額」の次に「（前2項に規定する勤務に従事する時間等を考慮して規則で定める勤務をした職員にあってはその額に100分の150を乗じて得た額）」を加え、同項第1号中「（当該勤務に従事する時間等を考慮して市の規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額）」を削る。

第18条の3中「第9条から第10条の3まで」を「第9条、第10条」に改める。

附則第２３項第２号中「土岐市職員の定年等に関する条例」の次に「（昭和５９年土岐市条例第２１号）」を加える。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条関係）
行政職給料表（１）

職員の区分	職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級	５ 級	６ 級	７ 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
	19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
	20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
	21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
	22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
	23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
	24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
	25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
	26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
	27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
	28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
	29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
	30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
	31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
	32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
	33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
	34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
	35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
	36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
	37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
	38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
	39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
	40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
	41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
	42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
	43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
	44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
	45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
	46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
	47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
	48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
	49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
	50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
	51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
	52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	

53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500	
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800	
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000	
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200	
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500	
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800	
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000	
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200	
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500	
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800	
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000	
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200	
86	256,000	297,100	346,000			
87	256,300	297,400	346,400			
88	256,600	297,700	346,800			
89	256,900	298,000	347,000			
90	257,200	298,300	347,400			
91	257,500	298,600	347,800			
92	257,800	299,000	348,200			
93	258,100	299,200	348,400			
94		299,400	348,800			
95		299,700	349,200			
96		300,100	349,500			
97		300,300	349,800			
98		300,600	350,200			
99		301,000	350,600			
100		301,400	351,000			
101		301,600	351,500			
102		301,900	351,900			
103		302,200	352,300			
104		302,500	352,700			
105		302,700	353,200			
106		303,000	353,600			
107		303,300	353,900			
108		303,600	354,200			
109		303,800	354,700			
110		304,200				
111		304,600				
112		304,900				
113		305,100				
114		305,300				
115		305,600				

	116		306,000					
	117		306,200					
	118		306,400					
	119		306,700					
	120		307,000					
	121		307,400					
	122		307,600					
	123		307,900					
	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。

別表第２を次のように改める。

別表第２（第３条関係）
行政職給料表（２）

職員の区分	職務の級	１ 級	２ 級	３ 級	４ 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用 短時間勤務職 員以外の職員		円	円	円	円
	1	185,700	227,700	247,600	280,400
	2	187,400	228,500	248,700	281,100
	3	189,100	229,300	249,700	281,800
	4	190,800	230,100	250,700	282,500
	5	192,500	230,800	251,700	283,100
	6	194,200	231,600	252,900	283,700
	7	195,800	232,400	254,000	284,300
	8	197,400	233,200	255,000	284,900
	9	199,000	234,000	256,100	285,500
	10	200,500	234,700	257,100	286,100
	11	202,000	235,400	258,000	286,700
	12	203,500	236,100	258,500	287,200
	13	205,000	236,800	259,100	287,700
	14	206,500	237,400	259,500	288,200
	15	208,000	238,000	259,900	288,700
	16	209,500	238,600	260,400	289,100
	17	211,000	239,200	260,900	289,500
	18	212,400	239,800	261,400	289,900
	19	213,800	240,400	261,900	290,300
	20	215,200	240,900	262,500	290,700
	21	216,600	241,400	263,300	291,100
	22	217,700	241,900	263,900	291,500
	23	218,800	242,400	264,500	291,900
	24	219,900	242,900	265,300	292,300
	25	220,900	243,400	266,100	292,700
	26	221,800	243,900	266,800	293,100
	27	222,700	244,300	267,400	293,500
	28	223,600	244,800	268,200	293,900
	29	224,500	245,400	269,000	294,300
	30	225,300	245,900	269,700	294,800

31	226, 100	246, 400	270, 400	295, 300
32	226, 900	246, 800	271, 100	295, 800
33	227, 700	247, 200	271, 800	296, 300
34	228, 400	247, 700	272, 500	296, 800
35	229, 100	248, 200	273, 200	297, 300
36	229, 800	248, 600	273, 900	297, 800
37	230, 500	249, 000	274, 600	298, 300
38	231, 100	249, 500	275, 300	299, 000
39	231, 700	250, 000	275, 900	299, 600
40	232, 300	250, 400	276, 500	300, 300
41	233, 000	250, 800	277, 000	300, 900
42	233, 500	251, 300	277, 500	301, 500
43	234, 000	251, 800	278, 000	302, 100
44	234, 500	252, 200	278, 500	302, 600
45	235, 000	252, 600	279, 000	303, 100
46	235, 400	253, 000	279, 500	303, 700
47	235, 800	253, 400	280, 000	304, 300
48	236, 200	253, 800	280, 400	304, 900
49	236, 600	254, 200	280, 800	305, 500
50	236, 900	254, 600	281, 300	306, 200
51	237, 200	255, 000	281, 700	306, 900
52	237, 500	255, 400	282, 200	307, 600
53	237, 800	255, 800	282, 600	308, 200
54	238, 100	256, 200	283, 100	308, 900
55	238, 400	256, 600	283, 600	309, 600
56	238, 700	257, 000	284, 100	310, 200
57	238, 900	257, 300	284, 600	310, 800
58	239, 200	257, 700	285, 200	311, 500
59	239, 500	258, 100	285, 800	312, 200
60	239, 700	258, 400	286, 400	312, 800
61	239, 900	258, 700	287, 000	313, 300
62	240, 200	259, 100	287, 600	313, 800
63	240, 500	259, 500	288, 200	314, 400
64	240, 700	259, 800	288, 800	315, 000
65	240, 900	260, 100	289, 300	315, 600
66	241, 200	260, 400	289, 800	316, 000
67	241, 500	260, 700	290, 300	316, 500
68	241, 700	260, 900	290, 800	317, 000
69	241, 900	261, 100	291, 300	317, 300
70	242, 200	261, 400	291, 800	317, 800
71	242, 500	261, 700	292, 200	318, 300
72	242, 700	261, 900	292, 600	318, 700
73	242, 900	262, 100	293, 000	318, 900
74	243, 200	262, 400	293, 400	319, 200
75	243, 500	262, 700	293, 800	319, 400
76	243, 700	262, 900	294, 200	319, 700
77	243, 900	263, 100	294, 600	320, 000
78	244, 200	263, 400	295, 000	320, 300
79	244, 500	263, 700	295, 400	320, 600
80	244, 700	263, 900	295, 900	320, 800

81	244, 900	264, 100	296, 200	321, 000
82	245, 200	264, 400	296, 700	321, 300
83	245, 400	264, 700	297, 200	321, 600
84	245, 700	264, 900	297, 700	321, 800
85	245, 900	265, 100	298, 000	322, 000
86	246, 100	265, 300	298, 500	322, 300
87	246, 400	265, 600	299, 000	322, 600
88	246, 700	265, 900	299, 300	322, 900
89	246, 900	266, 100	299, 700	323, 100
90	247, 200	266, 300	300, 200	323, 400
91	247, 500	266, 600	300, 700	323, 700
92	247, 700	266, 800	301, 200	323, 900
93	247, 900	267, 100	301, 500	324, 100
94	248, 200	267, 400	301, 900	324, 400
95	248, 500	267, 700	302, 400	324, 700
96	248, 700	267, 900	302, 900	324, 900
97	248, 900	268, 100	303, 300	325, 100
98	249, 200	268, 400	303, 700	325, 400
99	249, 500	268, 600	304, 000	325, 700
100	249, 700	268, 900	304, 300	325, 900
101	249, 900	269, 100	304, 600	326, 100
102	250, 200	269, 300	305, 000	326, 400
103	250, 500	269, 600	305, 300	326, 700
104	250, 700	269, 900	305, 700	326, 900
105	250, 900	270, 100	306, 000	327, 100
106		270, 300	306, 400	327, 400
107		270, 600	306, 800	327, 600
108		270, 800	307, 100	327, 900
109		271, 100	307, 300	328, 100
110		271, 400	307, 600	328, 400
111		271, 700	307, 900	328, 700
112		271, 900	308, 100	328, 900
113		272, 100	308, 300	329, 100
114		272, 400	308, 600	329, 400
115		272, 600	308, 900	329, 700
116		272, 800	309, 100	329, 900
117		273, 100	309, 300	330, 100
118		273, 400	309, 600	330, 400
119		273, 700	309, 900	330, 700
120		273, 900	310, 100	330, 900
121		274, 100	310, 300	331, 100
122		274, 300	310, 600	331, 400
123		274, 600	310, 900	331, 700
124		274, 900	311, 100	331, 900
125		275, 100	311, 300	332, 100
126		275, 300	311, 600	332, 400
127		275, 600	311, 900	332, 700
128		275, 900	312, 100	332, 900
129		276, 100	312, 300	333, 100
130		276, 300		333, 400

	131		276,600		333,700
	132		276,900		333,900
	133		277,100		334,100
	134		277,300		334,400
	135		277,600		334,700
	136		277,900		334,900
	137		278,100		335,100
定年前再任用 短時間勤務職 員		基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額	基準給料月額
		197,900	209,000	227,500	248,600

備考 この表は、法第57条に規定する単純な労務に雇用される職員に適用する。

（土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正）

第2条 土岐市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成17年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「第3項」を「及び前項」に改め、「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第10条の3まで、」の次に「及び」を加え、「、及び第18条」を削り、同条第2項中「及び第17条第2項」を「、第17条第2項及び第18条第2項第1号」に、「100分の122.5」を「100分の125」に、「100分の225」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の235」を「100分の95」と、給与条例第18条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」に改める。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第7条関係）

特定任期付職員給料表

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000

4	5 5 5, 0 0 0
5	6 3 4, 0 0 0

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

一般任期付職員給料表

行政職

（単位：円）

職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
給料月額	192, 000	219, 500	260, 000	279, 700	294, 900	320, 600	362, 700

（土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

第3条 土岐市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和42年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第21条中「、第6条」を削る。

（土岐市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 土岐市職員の定年等に関する条例等の一部を改正する条例（令和4年土岐市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第13条第7項中「第4条第3項、第4項及び第9条から第10条の3まで」を「第4条第3項及び第4項、第9条、第10条」に、同条第8項中「第4条第3項、第4項及び第9条から第10条の3まで及び」を「第4条第3項及び第4項、第9条、第10条並びに」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（号給の切替え）

第2条 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において土岐市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であつて同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であつたものの切替日における号給（次条及び同表において「新号給」という。）は切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

(切替日前の異動者の号給の調整)

第3条 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものとしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

第4条 切替日から令和8年3月31日までの間における改正後の土岐市職員の給与に関する条例第9条の規定の適用については、同条第2項中「(5)

重度心身障害者」とあるのは
(5) 重度心身障害者
(6) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関

係と同様の事情にある者を含む。)」と、同条第3項中「13,000円」

とあるのは「11,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(委任)

第5条 附則第2条から前条までに定めるもののほか、この条例の施行に際し必要な事項は、市の規則で定める。

附則別表 号給の切替表(附則第2条関係)

行政職給料表(1)の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給				
	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	1	1	1	1	1
7	1	1	1	1	1
8	1	1	1	1	1
9	1	1	1	1	1
10	2	2	2	1	1
11	3	3	3	1	1
12	4	4	4	1	1
13	5	5	5	1	1
14	6	6	6	2	1
15	7	7	7	3	1
16	8	8	8	4	1
17	9	9	9	5	1

18	10	10	10	6	2
19	11	11	11	7	3
20	12	12	12	8	4
21	13	13	13	9	5
22	14	14	14	10	6
23	15	15	15	11	7
24	16	16	16	12	8
25	17	17	17	13	9
26	18	18	18	14	10
27	19	19	19	15	11
28	20	20	20	16	12
29	21	21	21	17	13
30	22	22	22	18	14
31	23	23	23	19	15
32	24	24	24	20	16
33	25	25	25	21	17
34	26	26	26	22	18
35	27	27	27	23	19
36	28	28	28	24	20
37	29	29	29	25	21
38	30	30	30	26	22
39	31	31	31	27	23
40	32	32	32	28	24
41	33	33	33	29	25
42	34	34	34	30	26
43	35	35	35	31	27
44	36	36	36	32	28
45	37	37	37	33	29
46	38	38	38	34	30
47	39	39	39	35	31
48	40	40	40	36	32
49	41	41	41	37	33
50	42	42	42	38	34
51	43	43	43	39	35
52	44	44	44	40	36
53	45	45	45	41	37
54	46	46	46	42	38
55	47	47	47	43	39
56	48	48	48	44	40
57	49	49	49	45	41
58	50	50	50	46	42
59	51	51	51	47	43
60	52	52	52	48	44
61	53	53	53	49	45
62	54	54	54	50	
63	55	55	55	51	
64	56	56	56	52	
65	57	57	57	53	
66	58	58	58	54	
67	59	59	59	55	

68	60	60	60	56	
69	61	61	61	57	
70	62	62	62	58	
71	63	63	63	59	
72	64	64	64	60	
73	65	65	65	61	
74	66	66	66	62	
75	67	67	67	63	
76	68	68	68	64	
77	69	69	69	65	
78	70	70	70	66	
79	71	71	71	67	
80	72	72	72	68	
81	73	73	73	69	
82	74	74	74	70	
83	75	75	75	71	
84	76	76	76	72	
85	77	77	77	73	
86	78	78	78		
87	79	79	79		
88	80	80	80		
89	81	81	81		
90	82	82	82		
91	83	83	83		
92	84	84	84		
93	85	85	85		
94	86				
95	87				
96	88				
97	89				
98	90				
99	91				
100	92				
101	93				
102	94				
103	95				
104	96				
105	97				
106	98				
107	99				
108	100				
109	101				
110	102				
111	103				
112	104				
113	105				
114	106				
115	107				
116	108				
117	109				

行政職給料表（２）の適用を受ける職員

旧号給	新 号 給		
	1 級	3 級	4 級
1	1	1	1
2	1	1	1
3	1	1	1
4	1	1	1
5	1	1	1
6	1	2	2
7	1	3	3
8	1	4	4
9	1	5	5
10	1	6	6
11	1	7	7
12	1	8	8
13	1	9	9
14	1	10	10
15	1	11	11
16	1	12	12
17	1	13	13
18	2	14	14
19	3	15	15
20	4	16	16
21	5	17	17
22	6	18	18
23	7	19	19
24	8	20	20
25	9	21	21
26	10	22	22
27	11	23	23
28	12	24	24
29	13	25	25
30	14	26	26
31	15	27	27
32	16	28	28
33	17	29	29
34	18	30	30
35	19	31	31
36	20	32	32
37	21	33	33
38	22	34	34
39	23	35	35
40	24	36	36
41	25	37	37
42	26	38	38
43	27	39	39
44	28	40	40
45	29	41	41
46	30	42	42
47	31	43	43

48	32	44	44
49	33	45	45
50	34	46	46
51	35	47	47
52	36	48	48
53	37	49	49
54	38	50	50
55	39	51	51
56	40	52	52
57	41	53	53
58	42	54	54
59	43	55	55
60	44	56	56
61	45	57	57
62	46	58	58
63	47	59	59
64	48	60	60
65	49	61	61
66	50	62	62
67	51	63	63
68	52	64	64
69	53	65	65
70	54	66	66
71	55	67	67
72	56	68	68
73	57	69	69
74	58	70	70
75	59	71	71
76	60	72	72
77	61	73	73
78	62	74	74
79	63	75	75
80	64	76	76
81	65	77	77
82	66	78	78
83	67	79	79
84	68	80	80
85	69	81	81
86	70	82	82
87	71	83	83
88	72	84	84
89	73	85	85
90	74	86	86
91	75	87	87
92	76	88	88
93	77	89	89
94	78	90	90
95	79	91	91
96	80	92	92
97	81	93	93

98	82	94	94
99	83	95	95
100	84	96	96
101	85	97	97
102	86	98	98
103	87	99	99
104	88	100	100
105	89	101	101
106	90	102	102
107	91	103	103
108	92	104	104
109	93	105	105
110	94	106	106
111	95	107	107
112	96	108	108
113	97	109	109
114	98	110	110
115	99	111	111
116	100	112	112
117	101	113	113
118	102	114	114
119	103	115	115
120	104	116	116
121	105	117	117
122		118	118
123		119	119
124		120	120
125		121	121
126		122	122
127		123	123
128		124	124
129		125	125
130		126	126
131		127	127
132		128	128
133		129	129
134			130
135			131
136			132
137			133
138			134
139			135
140			136
141			137

議第 16 号

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

会計年度任用職員の期末・勤勉手当の支給割合を改めるため、この条例を定めようとする。

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正
する条例

土岐市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年土岐市条例第２２号）の一部を次のように改正する。

第１４条第１項中「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１０２．５）、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５（特定管理職員にあつては、１００分の１０７．５）」を「１００分の１０５）」に、「１００分の６８．７５」を「１００分の７０」に改める。

第１４条の２第１項中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１２２．５）、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５（特定管理職員にあつては、１００分の１２７．５）」を「１００分の１２５）」に、「１００分の４８．７５」を「１００分の５０」に改める。

第２３条第１項中「、６月に支給する場合には１００分の１２２．５」を「１００分の１２５」に、「１００分の１０２．５）、１２月に支給する場合には１００分の１２７．５（特定管理職員にあつては、１００分の１０７．５）」を「１００分の１０５）」に、「１００分の６８．７５」を「１００分の７０」に改める。

第２３条の２第１項中「、６月に支給する場合には１００分の１０２．５」を「１００分の１０５」に、「１００分の１２２．５）、１２月に支給する場合には１００分の１０７．５（特定管理職員にあつては、１００分の１２７．５）」を「１００分の１２５）」に、「１００分の４８．７５」を「１００分の５０」に改める。

附 則

この条例は、令和７年４月１日から施行する。

議第 17 号

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の一部改正等に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市職員の育児休業等に関する条例及び土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

(土岐市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第1条 土岐市職員の育児休業等に関する条例（平成4年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第19条第3項中「第61条第32項において読み替えて準用する同条第29項」を「第61条の2第20項」に改める。

(土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第2条 土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年土岐市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第2項中「3歳に満たない子」を「小学校就学の始期に達するまでの子」に改め、同条第4項中「除く。）が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」の次に「並びに」を加え、「中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、」を削る。

第16条第1項中「定める者」の次に「（第19条の2第1項において「配偶者等」という。）」を加える。

本則に次の2条を加える。

(配偶者等が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第19条の2 任命権者は、職員が配偶者等が当該職員の介護を必要とする状況に至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護との両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条の3 任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する措置

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の日を時間外勤務制限開始日とする改正後の土岐市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条の3第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）を行おうとする職員は、施行日前においても市の規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

議第 18 号

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例
について

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例を別
紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

刑法等の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(土岐市職員の分限に関する条例等の一部改正)

第1条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 土岐市職員の分限に関する条例(昭和31年土岐市条例第10号)

第5条の2第1項

(2) 土岐市職員の給与に関する条例(昭和32年土岐市条例第26号)

第17条の2第3号及び第4号並びに第17条の3第1項第1号及び第5項第1号

(土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例等の一部改正)

第2条 次に掲げる条例の規定中「禁錮」を「拘禁刑」に改める。

(1) 土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例(昭和39年土岐市条例第31号)第6条第1号

(2) 土岐市功労者表彰条例(昭和40年土岐市条例第1号)第8条

(3) 土岐市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例(平成12年土岐市条例第15号)第4条第1号

(土岐市個人情報の保護に関する法律施行条例等の一部改正)

第3条 次に掲げる条例の規定中「懲役」を「拘禁刑」に改める。

(1) 土岐市個人情報の保護に関する法律施行条例(令和4年土岐市条例第31号)附則第4条第4項及び第5項

(2) 土岐市議会の個人情報の保護に関する条例(令和4年土岐市条例第32号)第53条、第54条及び第55条

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年6月1日から施行する。

(罰則の適用等に関する経過措置)

2 この条例の施行前にした行為の処罰については、なお従前の例による。

3 この条例の施行後にした行為に対して、他の条例の規定によりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃

止前の条例の規定の例によることとされる罰則を適用する場合において、当該罰則に定める刑に刑法等の一部を改正する法律（令和４年法律第６７号。以下「刑法等一部改正法」という。）第２条の規定による改正前の刑法（明治４０年法律第４５号。以下この項において「旧刑法」という。）第１２条に規定する懲役（以下「懲役」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）、旧刑法第１３条に規定する禁錮（以下「禁錮」という。）（有期のものに限る。以下この項において同じ。）又は旧刑法第１６条に規定する拘留（以下「旧拘留」という。）が含まれるときは、当該刑のうち懲役又は禁錮はそれぞれその刑と長期及び短期を同じくする有期拘禁刑と、旧拘留は長期及び短期を同じくする拘留とする。

（人の資格に関する経過措置）

- ４ 拘禁刑又は拘留に処せられた者に係る他の条例その他の定めによりなお従前の例によることとされ、なお効力を有することとされ又は改正前若しくは廃止前の条例その他の定めによることとされる人の資格に関する法令の規定の適用については、無期拘禁刑に処せられた者は無期禁錮に処せられた者と、有期拘禁刑に処せられた者は刑期を同じくする有期禁錮に処せられた者と、拘留に処せられた者は刑期を同じくする旧拘留に処せられた者とみなす。

（土岐市職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置）

- ５ 刑法等一部改正法及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律（令和４年法律第６８号）並びにこの条例の施行前に犯した禁錮以上の刑（死刑を除く。）が定められている罪につき起訴をされた者は、第１条の規定による改正後の土岐市職員の給与に関する条例第１７条の３第１項（第１号に係る部分に限る。）及び第５項（第３号に係る部分に限る。）の規定の適用については、拘禁刑が定められている罪につき起訴をされた者とみなす。

議第 19 号

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例について

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改
正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

土岐市農業委員会委員及び農地利用最適化推進委員の報酬額を改定するため、
この条例を定めようとする。

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部
を改正する条例

土岐市非常勤の特別職等の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和４３
年土岐市条例第１２号）の一部を次のように改正する。

別表中

6 農業 委員会	会長	月額 １ ９， ０ ０ ０ 円
	委員	月額 １ ６， ０ ０ ０ 円
	農地利用最適化推 進委員	月額 １ ６， ０ ０ ０ 円

を

6 農業 委員会	会長	月額 １ ９， ０ ０ ０ 円に規則 で定める額を加算した額
	委員	月額 １ ６， ０ ０ ０ 円に規則 で定める額を加算した額
	農地利用最適化推 進委員	月額 １ ６， ０ ０ ０ 円に規則 で定める額を加算した額

に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 20 号

土岐市分担金徴収条例の一部を改正する条例について

土岐市分担金徴収条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

岐阜県営土地改良事業に係る分担金を徴収するため、この条例を定めようとする。

土岐市分担金徴収条例の一部を改正する条例

土岐市分担金徴収条例（昭和 3 1 年土岐市条例第 3 1 号）の一部を次のように改正する。

第 1 条中「及び」を「並びに」に改め、「法律第 1 9 5 号）」の次に「第 9 1 条第 3 項の規定及び」を加える。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

議第 2 1 号

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例について

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市国民健康保険条例の一部を改正する条例

土岐市国民健康保険条例（昭和34年土岐市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第15条の6中「65万円」を「66万円」に改める。

第15条の6の12中「24万円」を「26万円」に改める。

第19条第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同項第2号中「29万5千円」を「30万5千円」に改め、同項第3号中「54万5千円」を「56万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項中「65万円」を「66万円」に改める。

第19条の4第1項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第3項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第4項及び第5項中「65万円」を「66万円」に改め、同条第7項中「65万円」を「66万円」に、「24万円」を「26万円」に改め、同条第8項中「65万円」を「66万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の第6章の規定は、令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

議第 2 2 号

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例について

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び土岐
市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部改正に伴い、この条例を
定めようとする。

土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例及び
土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

(土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
改正)

第1条 土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例
(平成26年土岐市条例第20号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項本文中「第3号」を「以下この条」に改め、同項第1号中
「を行う」を「(次項において「保育内容支援」という。)を実施する」に
改め、同項第3号中「この号」の次に「及び第6項第1号」を加え、同条第
2項及び第3項を次のように改める。

2 市長は、家庭的保育事業者等による保育内容支援の実施に係る連携施設
の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要
件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこと
とすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が保育内容支援連携協力者を適切に確保するこ
と。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 家庭的保育事業者等と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの
役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないよう
にするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、第27条に規定する小規模保
育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者
(第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。)であって、
第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

第6条に次の4項を加える。

4 市長は、家庭的保育事業者等による代替保育の提供に係る連携施設の確
保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の

いずれかを満たすときは、第1項第2号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 家庭的保育事業者等が代替保育連携協力者を適切に確保した場合には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 家庭的保育事業者等と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が家庭的保育事業者等による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

5 前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

(1) 家庭的保育事業者等が家庭的保育事業等を行う場所又は事業所（次号において「事業実施場所」という。）以外の場所又は事業所において代替保育が提供される場合 小規模保育事業A型事業者等

(2) 事業実施場所において代替保育が提供される場合 事業の規模等を勘案して小規模保育事業A型事業者等と同等の能力を有すると市が認める者

6 市長は、次のいずれかに該当するときは、第1項第3号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 市長が、法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業者等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置その他の家庭的保育事業者等による保育の提供の終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき。

(2) 家庭的保育事業者等による第1項第3号に掲げる事項に係る連携施設の確保が、著しく困難であると認めるとき（前号に該当する場合を除く。）。

7 前項（同項第2号に該当する場合に限る。）の場合において、家庭的保育事業者等は、法第59条第1項に規定する施設のうち次に掲げるもの（入所定員が20人以上のものに限る。）であって、市長が適当と認めるものを第1項第3号に掲げる事項に係る連携協力を行う施設として適切に確保しなければならない。

（1） 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第59条の2第1項の規定による助成を受けている者の設置する施設（法第6条の3第12項に規定する業務を目的とするものに限る。）

（2） 法第6条の3第12項及び第39条第1項に規定する業務を目的とする施設であって、法第6条の3第9項第1号に規定する保育を必要とする乳児・幼児の保育を行うことに要する費用に係る地方公共団体の補助を受けているもの

第16条第1項第2号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第2項第4号中「、乳幼児」を「、利用乳幼児」に改め、「。附則第2条第2項において同じ」を削る。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

第29条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第31条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第37条第2号中「（平成24年法律第65号）」を削り、同条第4号中「場合」の次に「又は保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を加える。

第44条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

第45条に次の1項を加える。

2 保育所型事業所内保育事業を行う者のうち、法第6条の3第12項第2号に規定する事業を行うものであって、市長が適当と認めるもの（附則第

3条において「特例保育所型事業所内保育事業者」という。）については、第6条第1項の規定にかかわらず、連携施設の確保をしないことができる。第47条第2項第3号中「20人」を「15人」に改め、同項第4号中「30人」を「25人」に改める。

附則第2条第2項中「（第22条に規定する家庭的保育事業を行う場所において実施されるものに限る。）」を削る。

附則第3条中「家庭的保育事業者等」の次に「（特例保育所型事業所内保育事業者を除く。）」を加え、「5年」を「15年」に改める。

（土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正）

第2条 土岐市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年土岐市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第37条第1項中「第42条第3項第1号」を「第42条第3項」に改める。

第42条第1項中「第5項」を「第7項」に改め、同項第1号中「を行う」を「（次項において「保育内容支援」という。）を実施する」に改め、同項第3号中「第4項第1号」を「第6項第1号」に改め、同条中第9項を第11項とし、第4項から第8項までを2項ずつ繰り下げ、第3項各号列記以外の部分を次のように改める。

前項各号の代替保育連携協力者とは、第1項第2号に掲げる事項に係る連携協力を行う者であって、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるものをいう。

第42条第3項第1号中「当該」を削り、「小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（次号において「小規模保育事業A型事業者等」という。）」を「小規模保育事業A型事業者等」に改め、同項を同条第5項とし、同条第2項中「全てを満たすと認められる」を「いずれかを満たす」に、「前項第2号の」を「第1項第2号の」に改め、同項各号を次のように改める。

（1） 特定地域型保育事業者が代替保育連携協力者を適切に確保した場合

には、次のア及びイに掲げる要件を満たすと市長が認めること。

ア 特定地域型保育事業者と代替保育連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 代替保育連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

(2) 市長が特定地域型保育事業者による代替保育連携協力者の確保の促進のために必要な措置を講じてもなお当該代替保育連携協力者の確保が著しく困難であること。

第42条中第2項を第4項とし、第1項の次に次の2項を加える。

2 市長は、特定地域型保育事業者による保育内容支援の実施に係る連携施設の確保が著しく困難であると認める場合であって、次の各号に掲げる要件の全てを満たすと認めるときは、前項第1号の規定を適用しないこととすることができる。

(1) 特定地域型保育事業者が保育内容支援連携協力者を適切に確保すること。

(2) 次のア及びイに掲げる要件を満たすこと。

ア 特定地域型保育事業者と保育内容支援連携協力者との間でそれぞれの役割の分担及び責任の所在が明確化されていること。

イ 保育内容支援連携協力者の本来の業務の遂行に支障が生じないようにするための措置が講じられていること。

3 前項各号の保育内容支援連携協力者とは、小規模保育事業A型若しくは小規模保育事業B型又は事業所内保育事業を行う者（第5項において「小規模保育事業A型事業者等」という。）であって、第1項第1号に掲げる事項に係る連携協力を行うものをいう。

附則第5条中「10年」を「15年」に改める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 保育士及び保育従事者の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼ

すおそれがあるときは、当分の間、この条例による改正後の土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、適用しない。この場合において、この条例による改正前の土岐市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例第 29 条第 2 項、第 31 条第 2 項、第 44 条第 2 項及び第 47 条第 2 項の規定は、この条例の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

議第 2 3 号

土岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する
条例の一部を改正する条例について

土岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令の一部改正に
伴い、この条例を定めようとする。

土岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する
条例の一部を改正する条例

土岐市移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置の基準に関する条例
(平成24年土岐市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「令第21条第2項第1号」を「令第22条第2項第1号」
に改める。

附 則

この条例は、令和7年6月1日から施行する。

議第 2 4 号

土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例について

土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

消防団員等公務災害補償等責任共済等に関する法律施行令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例の一部を改正する条例

土岐市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例（昭和３９年土岐市条例第３１号）の一部を次のように改正する。

別表を次のように改める。

別表（第２条関係）

退職報償金支給額表

階級	勤務年数						
	５年以上 １０年未 満	１０年以 上１５年 未満	１５年以 上２０年 未満	２０年以 上２５年 未満	２５年以 上３０年 未満	３０年以 上３５年 未満	３５年以 上
団長	２３９， ０００円	３４４， ０００円	４５９， ０００円	５９４， ０００円	７７９， ０００円	９７９， ０００円	１，０７ ９，００ ０円
副団長	２２９， ０００円	３２９， ０００円	４２９， ０００円	５３４， ０００円	７０９， ０００円	９０９， ０００円	１，００ ９，００ ０円
分団長	２１９， ０００円	３１８， ０００円	４１３， ０００円	５１３， ０００円	６５９， ０００円	８４９， ０００円	９４９， ０００円
副分団 長	２１４， ０００円	３０３， ０００円	３８８， ０００円	４７８， ０００円	６２４， ０００円	８０９， ０００円	９０９， ０００円
部長及 び班長	２０４， ０００円	２８３， ０００円	３５８， ０００円	４３８， ０００円	５６４， ０００円	７３４， ０００円	８３４， ０００円
団員	２００， ０００円	２６４， ０００円	３３４， ０００円	４０９， ０００円	５１９， ０００円	６８９， ０００円	７８９， ０００円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の別表の規定は、この条例の施行の日以後に退職した非常勤消防団員について適用し、同日前に退職した非常勤消防団員については、なお従前の例による。

議第 25 号

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例について

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

提案理由

非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令の一部改正に伴い、この条例を定めようとする。

土岐市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

土岐市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年土岐市条例第２７号）の一部を次のように改正する。

第５条第２項第２号中「９，１００円」を「９，７００円」に改め、同号ただし書中「１４，２００円」を「１４，５００円」に改め、同条第３項中「又は第３号から第６号までのいずれか」を削り、「２１７円」を「１００円」に、「３３３円」を「３８３円を、第３号から第６号までのいずれかに該当する扶養親族については１人につき２１７円」に改め、同条第４項中「（以下この項において「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改める。

別表中備考以外の部分を次のように改める。

別表 補償基礎額表（第５条関係）

階級	勤務年数		
	１０年未満	１０年以上 ２０年未満	２０年以上
団長及び副団長	１２，９００円	１３，７００円	１４，５００円
分団長及び副分団長	１１，３００円	１２，１００円	１２，９００円
部長、班長及び団員	９，７００円	１０，５００円	１１，３００円

附 則

（施行期日）

- この条例は、令和７年４月１日から施行する。

（経過措置）

- この条例による改正後の第５条第２項及び第３項並びに別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた条例第５条第１項に規定する損害補償（以下「損害補償」という。）並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第４条第３号に規定する傷病補償年金、同条第４号アに規定する障害補償年金及び同条第６号アに規定する遺族補償年金（以下「傷病補償年金等」という。）について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償（傷病補償年金等を除く。）及び同

日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。

議第 26 号

土岐市監査委員の選任同意について

次の者を監査委員として選任したいので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 196 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	具原 重治	

議第 2 7 号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	酒井 忠造	

議第 2 8 号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 2 7 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	土屋 芳枝	

議第 29 号

土岐市固定資産評価審査委員会委員の選任同意について

土岐市固定資産評価審査委員会委員として次の者を選任したいので、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 423 条第 3 項の規定により議会の同意を求める。

令和 7 年 2 月 27 日提出

土岐市長 加 藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	加藤 善之	

諮第1号

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和7年2月27日提出

土岐市長 加藤 淳 司

住所	氏名	生年月日
	鵜飼 剛	